

等々力緑地におけるパークマネジメント導入に向けた基本的な考え方について

1 等々力緑地の現状と課題

- (1) 等々力緑地内にある公園・スポーツ・文化・福祉の各施設における管理主体や管理形態は様々であるため、公園全体で統一したコンセプトによる管理及び魅力の発信が困難な状況である。
- (2) 施設間の連携により、公園の魅力向上や利用者の利便性の向上を図ることが可能となる仕組みづくりが必要である。
- (3) 市民活動団体やスポーツ団体など、多様な活動団体が連携できる仕組みづくりが必要である。

現在の施設と管理状況

区分	施設名	管理形態	施設管理 所管局	施設の設置 条例所管局	区分	施設名	管理形態	施設管理 所管局	施設の設置 条例所管局
都市公園 条例施設	①陸上競技場 ②テニスコート ③釣池 ④補助競技場 ⑤多目的広場 ⑥運動広場 ⑦サッカー場 ⑧硬式野球場 ⑭等々カプール	業務委託	中原区役所	建設緑政局	その他の 条例施設	⑱ とどろきアリーナ	指定管理者	中原区役所	市民・こども局
	⑨正面広場 ⑩催し物広場 ⑪ふるさとの森 ⑫四季園 ⑬21世紀の森	直営管理	中原区役所	建設緑政局		⑳ 等々力 いこいの家	指定管理者	健康福祉局	健康福祉局
	⑮～⑰駐車場	管理許可 (公園緑地協会)	中原区役所	建設緑政局		㉑ 市民 ミュージアム	直営管理	市民・こども局	市民・こども局

2 等々力緑地の目指すべき公園像の実現に向けて

- 【等々力緑地の目指すべき公園像（「等々力緑地再編基本構想」より）】
- (1) みどり豊かなやすらぎと安全・安心の場となる公園
 - (2) 川崎から発信するスポーツ・健康づくりの拠点としての公園
 - (3) 多様な交流を生み出す場となる公園

等々力緑地は、貴重な地域の環境資源であるため、多摩川などの自然環境や周辺のまちづくりと連携し、さらなる魅力・価値の向上を目指すとともに、等々力緑地を核とした地域の魅力向上を図る。

3 パークマネジメント導入に向けた基本的な考え方

等々力緑地の目指すべき公園像の実現に向けて、総合的な公園の魅力づくり、利便性の向上、管理運営の効率化を目的としたパークマネジメントを導入し、「一体的・横断的な運営・維持管理手法の仕組み」や、市民、NPO、企業など「多様な活動主体が連携できる仕組み」について検討を進める。

- (1) 一体的・横断的に管理する仕組み
緑地内にある各施設を一体的・横断的に管理し、民間のノウハウを活かした取組を進めるため、指定管理者制度の導入を検討する。
- (2) 多様な活動主体が連携できる仕組み
公園緑地及び周辺地域における多様な主体との連携により、持続可能な管理運営を進めていくための協議、調整を行う。

4 パークマネジメント導入に向けた今後の進め方

(1) 一体的・横断的に管理する仕組みの検討内容

- 都市公園条例を設置根拠とする施設：①～⑱（緑地・広場、等々力陸上競技場、硬式野球場、駐車場ほか）
民間のノウハウを活用し、公園緑地全体を一体的・横断的に管理することにより、「公園の魅力づくり」、「利便性の向上」、「管理運営の効率化」に向けた取組が可能となる。
中でも、主要な運動施設である等々力陸上競技場については、新たな機能が付加されるメインスタンド供用開始後、利用者ニーズの把握等を実施した上で、民間の活力を最大限発揮できる仕様等を調整し、それに必要な手続きを進めることから、平成30年度からの一体的・横断的管理とする。
⇒ 運動施設の管理手法として活用され実績がみられる指定管理者制度導入を基本に調整を進める。(平成30年度から)
ただし、今後の緑地再編整備の影響(施工上の利用など)が想定される駐車場については、整備の進捗状況にあわせて、管理の手法について検討を進める。

- 都市公園条例以外の条例を設置根拠とする施設：⑱運動施設：とどろきアリーナ
運動施設であるアリーナについては、都市公園条例を設置根拠とする施設（陸上競技場や野球場）との共通性が高く、都市公園条例施設と一体的管理により経営の効率化等の効果が期待できる。
⇒ 運動施設の管理手法として活用され実績がみられる指定管理者制度導入を基本に調整を進める。(平成30年度から)

- 都市公園条例以外の条例を設置根拠とする施設：⑳、㉑（文化施設：市民ミュージアム、福祉施設：等々力いこいの家）
文化施設・福祉施設の管理運営は、専門性が高く、都市公園条例を設置根拠とする施設との共通性が低いため、一体的に管理する効果が低いことが想定される。
⇒ 一体的・横断的な管理により効果が期待できる業務範囲を検討し、その業務範囲については、指定管理者制度を活用した一体的・横断的な管理の仕組みに組み入れていく。

(2) 多様な活動主体が連携できる仕組みの検討内容

等々力緑地の活動団体は、「公園を専ら利用する団体(スポーツ団体や文化団体など)」及び「公園に隣(近)接する町内会等地域団体(町内会・自治会、商店会、学校等)」が主なものであり、(生田緑地のような)積極的に公園の管理を担っていけるような活動団体はみられない。そのため、活動主体の連携の方向としては、一体的・横断的に管理する仕組みの導入にあわせて、当面は、情報共有を主体とした仕組みを中心に検討する。

